童相談所設置市の区域」を「の区域」に改め、「区域」と」の下に「、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と」を加え、「及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」を「中「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」に、「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」を「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第二条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「連絡調整等」の下に「、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務」を加え、同条第七項中「においては、児童福祉法」の下に「第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号ロからヘまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務（広域的な対応が必要な業務を除く。）」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法」を加え、「及び第二十一条の五の二十七第五項（これらの規定を同法」を「同法」に改め、「都道府県知事」と、同法」の下に「第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法」を加え、「都道府県以外」を「以外」に、「指定都市の区域」を「の区域」に改め、「区域」と」の下に「、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と」を加え、「及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」を「中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」に、「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」を「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」に改める。

　第百七十四条の四十九の二第二項中「においては、児童福祉法」の下に「第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾病医療費の支給」と、同法」を加え、「並びに第四十六条第一項、第三項」を「の規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長並びに」と、同条第三項」に改め、「第五十六条の八第三項中「」の下に「にかかわらず、」を加え、「、都道府県知事」を削り、「中核市の市長」を「にかかわらず」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第二百三十五号

### 国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第三項及び附則第九条の四の七第一項第一号並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第一号、第三項、第六項及び第九項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

**第一条**　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十号中「及び平成十六年改正法附則第十九条第三項」を「、平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十四条第二項」に、「、第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項」を「並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項」に改める。

第十四条の十六中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　平成二十六年改正法附則第十四条第一項の申請

第十四条の二十三第三号中「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」を「平成二十六年改正法」に改める。

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第二条**　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十四条第一項各号」を「第二十条第一項各号」に、「第十四条第一項及び」を「第二十条第一項及び」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条第二項の表中「第十三条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に、「第十三条第一項並びに」を「第十九条第一項並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条を第十八条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）」を付する。

第十条の次に次の六条を加える。

（平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額）

**第十一条**　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の七の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額について準用する。